

令和7年度 保育関係予算概算要求の概要

(令和7年度概算要求額)
2兆3,996億円

(前年度予算額)
(2兆2,960億円)

《保育関係予算概算要求の主な内容》

1 「こども未来戦略」に基づく対応

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
※「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を実施する。
- 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。
- 「こども未来戦略」に基づく保育所等における1歳児の職員配置改善については、予算編成過程で検討する。

2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等

① 保育の提供体制の確保

- 受け皿整備等
こども誰でも通園制度や人口減少地域における多機能化などの地方自治体の取組を積極的に支援するため補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）。
また、採択方式等による保育所等の整備や保育人材確保等を推進する。
※併せて待機児童数等を踏まえ嵩上げの要件等の見直しを行う
- 過疎地域における保育機能確保・強化
過疎地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として、地域の人々も交えた様々な取組を実施するための経費を支援し、多機能化を図るためのモデルを構築する。

② こども誰でも通園制度の創設【一部再掲】

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
※「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を実施する。
- 利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。
- こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

《保育関係予算概算要求の主な内容（続き）》

2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等（続き）

③ 保育人材の確保及び保育の質の向上等

- 指定保育士養成施設への修学の促進及び保育所等への就職率の向上を図るため、指定保育士養成施設に通う学生への修学資金貸付について、就職活動に係る経費等について充実するとともに、学生・生徒の保育士としてのキャリア選択を後押しする組織的な取り組みを行う指定保育士養成施設に対しモデル的に支援する。
- また、保育士・保育所支援センターの機能強化を図るとともに、保育士等の職場環境の改善のため、都道府県が実施する保育事業者に対する巡回支援について補助基準額の拡充を図るほか、保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回に要する経費を支援する。
- 保育補助者雇上強化事業については、経験年数に応じた補助基準額の見直し等の検討を行う。
- 保育所等における保育の内容の質の確保・向上を推進するため、保育士等に対する研修を実施・支援するとともに、地域における保育の質の向上の体制整備等に関する調査研究を実施する。

④ 「新子育て安心プラン実施計画」等に基づく財政支援の見直し

- 「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択による財政支援や「待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組」により実施する財政支援については、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて、支援の内容及びその要件の見直しを行う。

3 保育DXの推進等

① 保育DXの推進

保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『i 保育所等の更なるICT環境整備』、『ii 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の整備』、『iii 先端的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』などを行う。

② 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を推進するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うとともに、性被害防止のための設備支援を行う。

4 多様な保育の充実

- 保育所等における医療的ケア児の支援について、「こども未来戦略」を踏まえ、効果的・効率的な巡回による看護師配置等を進めるとともに、医療的ケア児が園外活動を行う際の移動経費を新たに支援する。
また、補助率嵩上げ要件の見直しを行う。（医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。）

《保育関係予算概算要求の主な内容（続き）》

5 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- また、指導監督基準を満たさない施設に対し、引き続き、基準を満たすために必要な施設の改修や移転及び保育士の資格取得に対する支援を行うことで、認可外保育施設の質の向上及び安全確保を図る。

6 子ども・子育て支援制度の推進

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。
- 一時預かり事業の幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行うとともに、一般型について、年間延べ利用児童数に応じた基準額のきめ細かい設定を行う。

※事項要求【予算編成過程で検討する事項】

- 消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討。
- 「新しい経済政策パッケージ」等に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。
- 物価高騰対策については、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程において検討する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、予算編成過程で検討。

参 考 資 料

1 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等

(令和7年度概算要求額)
1,143億円+事項要求

(前年度予算額)
(669億円)

① 保育の提供体制の確保

《受け皿整備等》

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金【拡充・見直し】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

【対象事業】 ・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 ・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業
・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等（保育所及び認定こども園については公立を除く）

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合（*）は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

*要件については、待機児童数の状況や「新子育て安心プラン」以降の保育提供体制の確保の在り方を踏まえて見直しを行う。

《拡充事項》特定非常災害指定された自治体について、発災後3年間補助率を嵩上げする。（1/2→2/3）

《事項要求》防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費、資材高騰などの原油価格・物価高騰対策

(2) 保育所等改修費等支援事業【拡充・見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】 ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業 ②小規模保育改修費等支援事業
③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可化移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業
⑥乳児等通園支援事業実施事業所改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助割合】 ①～④、⑥（私立の場合） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合（*）は、国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

⑤、⑥（公立の場合） 国：1／2、市区町村：1／2

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合（*）は、国：2/3、市区町村：1/3

*要件については、待機児童数の状況や「新子育て安心プラン」以降の保育提供体制の確保の在り方を踏まえて見直しを行う。

《事項要求》資材高騰などの原油価格・物価高騰対策

（３）都市部における保育所等への賃借料等支援事業【見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の収入額が乖離している地域の保育所等について、その乖離分を補助する。また、保育所又は幼保連携型認定こども園の整備に当たり、土地の確保が困難な都市部等での整備を促進するため、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】 市区町村（「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市区町村に限る。）

（※）補助対象となる自治体については、地方分権改革に関する提案を踏まえ検討

【補助基準額】 ①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9／10

※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助

②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

（４）民有地マッチング事業【見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

※ ただし、（３）については、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市区町村に限る（*）。

*令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。

【補助基準額】 ①1自治体当たり 6,000千円 ②1自治体当たり 4,500千円 ③1か所当たり 4,400千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

《過疎地域における保育機能確保・強化》

○過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業【新規】

過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。過疎地域の保育所が、その規模の小ささ故に国基準を満たした子育て支援事業の実施が困難であること等にも鑑み、地域の人々も交えた様々な取組（国基準以下の子育て支援事業や当該施設の独自事業等）にかかる具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【事業内容】

- ・ 過疎地域に所在する既存の認可保育所・認定こども園または小規模保育事業所（※1）で、利用児童数の増加は見込めないが、地域の維持や発展のために当該施設の存続が不可欠な場合に、当該施設が実施する地域の人々も交えた様々な取組（※2）にかかる運用上の工夫や課題、効果等を検証し、モデルを構築するための取組について支援する。
 - ※1 本事業を使って新たに認可保育所等を開所する場合は対象としない。
 - ※2 行政との連携による取り組みだけでなく、園が独自に行う取り組みも含む。ただし、既存の国庫補助事業や営利を目的とする事業については、本事業の対象外とする。
- ・ モデル事業の実施自治体においては、対象施設の選定のために検討会等を開催するとともに、具体的な実施内容や地域との関わり方など、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。

【対象自治体】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）のうちの「過疎地域」とみなされる地域（旧市町村）であって、令和7年度以降の整備計画（※令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて設定）の採択を受ける自治体。

【対象施設】

利用児童数の増加は見込めないが、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設であり、地域の人々も交えた様々な取組を実施する施設であって、自治体の検討会等により選定された施設（※3）。

- ※3 実施施設数は1施設に限定せず、モデル事業の実施自治体において、複数の施設を定めて実施しても差し支えない。
ただし、自治体の計画等（※4）において、当該施設の存続について言及がされているなど、地域の維持・発展のために当該施設の存続が必要であることについて自治体全体で意思決定がされていること。
- ※4 市政全般や街づくりに関する計画や復興に関する計画だけでなく、保育や子育て分野に限定した計画も含む。ただし、計画策定のスケジュール上、総合計画等に記載できない場合は、それまでの間、市町村こども・子育て会議等において、当該保育所の存続について合意形成している場合でも差し支えないこととする。

【職員配置】

本事業により配置する職員については、業務に支障のない範囲において、保育所等や他の子育て支援事業との兼務を可能とする。（認可保育所等で基準より多く配置している場合に、当該職員が通常の業務に支障のない範囲で地域の人々も交えた様々な取組と兼務することも可能。）

【実施主体】	市区町村（市町村が認めた者への委託可）	※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体
【補助基準額】	一般型：1自治体あたり 10,000千円 被災地型：1自治体あたり 15,000千円	※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能 ※能登半島地震により被災した奥能登4市2町で実施する場合
【補助割合】	国：3／4、市区町村：1／4	

② こども誰でも通園制度の創設

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

【事業内容】

- ・ 令和7年度においては、令和8年度の本格実施を見据え、自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにした上で、地域子ども・子育て支援事業において実施する。
- ・ 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センターなど様々な施設・事業において行う。
- ・ こども一人当たりの利用上限時間や人員配置、設備運営基準については、令和6年度の試行的事業の状況や「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論も踏まえて設定する。

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

【対象児童】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【補助基準額】 人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限について、今後の検討会の議論等を踏まえながら設定予定

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| ①乳児等通園支援事業の実施に必要な経費 | 1自治体当たりの年額を想定 |
| ②指導監督員の雇上げに必要な経費 | 1自治体当たりの年額を想定 |
| ③賃借料加算（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る） | 1事業所当たりの年額を想定 |

【補助割合】 国：3／4、市町村：1／4

(2) こども誰でも通園制度総合支援システム【新規】

利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。

【事業内容】 令和7年度より稼働する総合支援システムにより、

- ・ 利用者は空き情報の検索や予約、
- ・ 事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、自治体への請求書発行、
- ・ 市区町村は利用状況の確認や請求書の確認

などを行うことができるようになり、その運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。また、併せてコールセンターについても設置する。併せて、利用者、事業所、自治体の利用しやすさを向上させるために必要な改修を行う。

【実施主体】 国

《新規資格取得支援》

（１）保育士資格等取得支援事業【拡充】（保育対策総合支援事業費補助金）

幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得等を支援することにより保育教諭及び保育士の確保を図る。

【事業内容】 １．養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

- ①保育所等保育士資格取得支援事業
- ②保育教諭確保のための保育士資格・幼稚園免許状取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- ③認可外保育施設保育士資格取得支援事業

２．保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

- 保育士試験による資格取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 ① １人当たり 受講料の１／２（上限300千円）
代替職員経費 １人１日当たり ８千円
② 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の１／２（上限150千円）
※支給対象期間：保育士試験（筆記試験）から起算して２年前までに要した費用

【補助割合】 国：１／２、都道府県・指定都市・中核市：１／２

【拡充】令和６年度までの時限措置を事業化

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。）

➤要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下（１）～（２）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- （１）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （２）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

(2) 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業【拡充】 (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組や、中高校生段階から就職時期までに渡って一貫して保育士としてのキャリア選択を後押しするための組織的な取り組みを積極的に行っている養成施設に対し、就職促進及びキャリア教育等のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図ることを目的とする。

【事業内容】① 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

② 保育士養成施設に対するキャリア教育等支援事業【拡充】

指定保育士養成施設が組織的に実施する以下の取組に要した費用の一部をモデル的に支援する。

- ・中高校生等に対する保育体験講座、高大連携プログラムの実施
- ・学生に対する実習以外の保育現場を体験する機会の提供
- ・保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目の実施
- ・保育施設と連携した大学推薦によるインターン制度 等

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 ① 保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額267千円を補助

人口減少地域である過疎地や離島など(※)に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合、前年度の就職割合と比較し、2%増加するごとに267千円を加算

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域、離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域など

② 1か所当たり年額1,047千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(3) 保育士試験追加実施支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育士確保策の一環として、都道府県及び指定都市において国家戦略特別区域限定保育士試験(※)を実施する場合において、特区試験の実施に必要な費用の一部を支援することにより、保育士試験の円滑な実施を図る。

(※)「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」(平成27年法律第56号)により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験の制度。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【補助基準額】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会(※)の実施に必要な費用

(※)保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市：1/2

（４）保育士・保育の現場の魅力発信事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士という職業や保育の現場の魅力発信や保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

- 【事業内容】 ①保育士という職業や保育の現場の魅力発信
国の情報発信のプラットフォームを活用しながら以下の取組みを実施
②保育士が相談しやすい体制整備
- 【実施主体】 都道府県、市区町村
- 【補助基準額】 ① 1自治体あたり：8,108千円
② 1自治体当たり：（労働条件等の保育士の相談窓口） 4,035千円
- 【補助割合】 ①国：1／2、都道府県・指定都市：1／2
②国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

（５）保育士修学資金貸付等事業【拡充】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

- 【実施主体】 都道府県、指定都市
- 【貸付額(上限)】 ①保育士修学資金貸付
ア 学費 50千円（月額）
イ 入学準備金 200千円（初回に限る）
ウ 就職準備金 200千円（最終回に限る）
エ 生活費加算 40～50千円程度（月額）
○就職活動準備金貸付 20万円（第4年学年進級時）【拡充】
4年制の養成施設に通う貸付を受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部を貸付ける「就職活動準備金」を創設することにより、4年制大学卒業者の保育所等への就職率向上を図る。
- ②保育補助者雇上支援 2,953千円（年額） 短時間勤務の場合 2,215千円（年額）
③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額（月額）
④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円
⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額
- 【貸付期間】 ①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ⑤2年間
- 【返還免除】 ①ア～エ卒業後、5年間の実務従事（離島その他の地域については、3年）
○卒業後、2年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除
②保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合
③、④再就職後、2年間の実務従事
⑤2年間の勤務
- 【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

（６）新規卒業者の確保、就業継続支援事業 （子ども・子育て支援体制整備総合推進事業）

保育士の人材確保を図るため、指定保育士養成施設の学生等や保育所等に勤務していない保育士資格を有する者（潜在保育士）に対し、就職促進のための研修等を実施することにより、保育人材を安定的に確保し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 （１）指定保育士養成施設の在学生に対する就職説明会 １回当たり172千円（大規模な場合516千円）
指定保育士養成施設の在学生と保育所に勤務する保育士との交流会 １回当たり67千円
（２）保育所等の経営者・管理者や保育士に対する就業継続支援研修 研修１回当たり175千円
（３）潜在保育士の再就職を支援する研修 研修１回当たり175千円

【補助割合】 国：１／２、都道府県、市区町村：１／２

《就業継続支援》

（１）保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】 （保育対策総合支援事業費補助金）

保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【対象事業】 ①保育士への巡回支援 ②保育事業者への巡回支援 ③放課後児童クラブへの巡回支援
④保育士等の職場環境の改善のため、保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援を実施。
⑤魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施 ⑥地域保育ネットワークを含む協議会の開催

【補助基準額】 ①～④：１自治体当たり それぞれ4,064千円（①及び②については、都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円）
⑤、⑥：１自治体当たり それぞれ1,641千円

【拡充】都道府県域で事業を実施する場合、「保育事業者支援コンサルタント」を更にもう一人雇い上げることができるよう拡充

【補助割合】 国：１／２、都道府県・市区町村：１／２

（２）保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

- 【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村（※）
※実施要件について、令和７年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。
- 【対象者】 採用された日から起算して５年以内の常勤の保育士
※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用
《見直し》対象期間の段階的な見直し（６年→５年）を行う。
- 【補助基準額】 月額82,000円を上限として、市区町村別に１人当たりの月額（上限）の金額を設定
- 【補助割合】 国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

（３）保育補助者雇上強化事業【見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）等を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行う。

- 【実施主体】 市区町村
- 【補助基準額】 定員121人未満の施設：年額2,441千円 又は 年額3,255千円（※）
定員121人以上の施設：年額4,882千円 又は 年額6,510千円（※）
（※）実施要件について、令和７年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。
- 【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士、保育所等での実習等を修了した者等
- 【補助割合】 国：３／４、都道府県：１／８、市区町村（指定都市・中核市除く）：１／８
国：３／４、市区町村：１／４
- （＊）経験年数に応じた補助基準額の見直し等の検討を行う。

(4) 保育体制強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

※園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）については、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園も対象とする。（スポット支援員の配置に係る対象施設も同じ）。

【補助基準額】 ①保育支援者の配置 1か所当たり月額100千円

※保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり月額145千円（勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加）
（保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することが要件）

②キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円

③スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円（*）

*保育支援者と合わせて補助する場合は、当該保育支援者とは別に加配することを要件とする。

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【補助要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

(5) 保育人材等就職・交流支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育人材等を確保するため、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援、さらに、保育士の技能の向上に向けた取組など、関係機関と連携の上、市町村が主体となって実施する取組に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備する。

【事業内容】 ① 保育人材等就職支援事業

② 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ① 1市区町村当たり 11,809千円

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円（加算額）

② 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 8,040円（代替保育士等雇上費）

実習受入費 1人当たり 10,000円

調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 ①国：1／2、市区町村：1／2 ②国：3／4、市区町村：1／4

《離職者の再就職支援》

（１）保育士・保育所支援センター設置運営事業【見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者の確保を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、指定都市、中核市
【補助基準額】	保育士・保育所支援センター運営費： <u>基本分 2,129千円</u> <u>取組に応じた加算分 3,434千円（普及啓発経費加算）、2,090千円（養成校等との連携加算）</u> 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 4,000千円 ※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算 ※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援 復職前研修実施経費 477千円 離職した保育士等に対する再就職支援 6,372千円 保育士登録簿を活用した就職促進 3,588千円 マッチングシステム導入費 7,000千円 保育士キャリアアドバイザー雇上費 200千円（月額）
【補助割合】	国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

《保育の質の向上》

（１）地域における保育の質の向上の体制整備調査研究（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業）

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

【事業内容】	都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。 ※中核的機能の例：保育指導職の配置、幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成 ※想定される取組の例：地域の課題を踏まえた独自の研修の実施、公開保育による交流の機会の創出、公立園の拠点化、法人をまたぐ施設間の職員の交流等
【実施主体】	都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度）
【委託基準額】	都道府県等1か所当たり 800万円程度

(2) 保育士等キャリアアップ研修事業 (子ども・子育て支援体制整備総合推進事業)

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 受講者1人当たり18千円（ただし、オンラインによる研修については受講者1人当たり10千円）

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

(3) 保育の質の向上のための研修事業 (子ども・子育て支援体制整備総合推進事業)

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【事業内容】 (1) 保育の質の向上のための研修事業
(2) 保育士試験合格者に対する実技講習事業
(3) 保育実習指導者に対する講習事業

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) 受講者1人当たり 11千円
(2)、(3) 受講者1人当たり 19千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

(4) 多様な保育研修事業 (子ども・子育て支援体制整備総合推進事業)

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業（訪問型）、一時預かり事業（居宅訪問型）又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

④ 「新子育て安心プラン実施計画」等に基づく財政支援の見直し

「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択による財政支援や「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援については、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて、支援の内容及びその要件の見直しを行う。

現行の採択対象・財政支援等

【新子育て安心プランの採択要件】※採択数：603自治体（令和6年度）

- 財政支援を受ける各年度の4月1日時点において、
（1）待機児童が1人以上見込まれる市区町村（財政支援を受けないことにより待機児童が1人以上見込まれる場合を含む。）
又は
（2）待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村

【採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 安心こども基金（整備・改修）	国庫補助率の嵩上げ （1／2→2／3）
②保育士宿舍借り上げ支援事業	補助要件
③保育補助者雇上事業	補助単価の引き上げ （利用定員121人未満 233万 →310万 等）
④保育利用支援事業（予約制）	補助要件
⑤利用者支援事業 （特定型（保育コンシェルジュ））	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件
⑦放課後児童クラブ（整備）	国庫補助率の嵩上げ （1／3→2／3 等）

【待機児童解消に向けて緊急に対応する取組の対象自治体】

※参加数：448自治体（令和5年度末時点）

- 積極的に待機児童解消に向けて取り組むことを希望する自治体

【参加により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 安心こども基金（整備）	加算単価の引き上げ （土地賃借料加算： 17,500円→34,700円 等）
②保育所等改修費等支援事業 安心こども基金（改修）	補助単価の引き上げ （定員20名以上59名以下： 25,972千円→34,946千円 等）
③都市部における保育所等への賃借 料支援事業	補助要件
④民有地マッチング事業	補助要件
⑤広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において 単独で実施する場合の補助要件
⑥保育環境改善等事業 （環境改善等事業（緊急一時預かり 推進事業）	補助要件
⑦利用者支援事業（基本型）	夜間加算等の加算要件
⑧利用者支援事業 （特定型（保育コンシェルジュ））	補助要件
⑨一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かり事業の補助要件

① 保育DXの推進

(1) 保育所等におけるICT化推進等事業【拡充】(保育対策総合支援事業費補助金)

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) (7)業務のICT化等を行うためのシステム導入

1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円(併せて端末購入等を行う場合：70万円)

2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円(併せて端末購入等を行う場合：90万円)

3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円(併せて端末購入等を行う場合：110万円)

4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円(併せて端末購入等を行う場合：130万円)

(i) 翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円

(3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入

(7) 1自治体当たり：5,000千円 (i) 1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所におけるICT機器導入 1施設当たり 200千円

(8) 保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業

(9) こども誰でも通園事業所のICT化等を行うためのシステム導入【拡充】

ICT未導入の場合・・・1施設当たり 50万円、ICT導入済みの場合・・・1施設当たり20万円

【補助割合】 (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (*) (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 (*)

(3) (7) 国：1/2、市区町村：1/2 (i) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (*)

※(ア)について、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

(4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(7) 国：1/2、市区町村：1/2

(8) 国：定額

(9) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (*)

※(1)～(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 (*) 国：2/3、自治体：1/3

((1)～(2) は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

(*) 自治体(都道府県・市区町村)において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ(国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4)

（２）保育ICTラボ事業【新規】（保育対策総合支援事業費補助金）

ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

【事業内容】

全国複数拠点において、民間事業者等が保育施設等と連携し、以下の３つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある保育所等において、以下の取組を単一ではなく、システム間でデータ連携するなど包括的なものとして複数をショーケース化する取組に対する支援を行う。

- ・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理、実費徴収等のキャッシュレス決済
- ・午睡センサーなど睡眠中の事故防止対策
- ・AIカメラによる子供の見守り

②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たっての伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。

③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費に対する支援を行う。

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定）

【補助割合】 国：定額

（３）保育業務ワンスオンリーに向けた施設管理プラットフォームの整備【新規】

給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現することにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

【事業内容】 保育における給付・監査等の業務のオンライン・ワンスオンリー（※）を実現するために、

- ・保育施設等の保育ICTシステム
- ・自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）

等と連携し、

- ①給付・監査情報入力機能（加算認定申請、監査調書等）
- ②給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
- ③監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）

等の機能を有する全国的な基盤（施設管理プラットフォーム）を整備する。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」における議論等を踏まえつつ、検討。

【実施主体】国（委託により実施）

（４）保活ワンストップに向けた保活情報連携基盤の整備【新規】

保活に関する一連の手続（就労証明書の提出を含む。）のオンライン・ワンストップを実現し、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び自治体の負担の軽減を図る。

【事業内容】 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現するために、

- ・保護者が利用する民間保活システム
- ・保育施設等の保育ICTシステム
- ・自治体の電子申請システム

等と連携し、

- ①手続／施設情報の検索・確認、見学予約（利用者向け）
- ②手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
- ③就労証明書の発行（企業向け）
- ④施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）

等の機能を有する全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備する（令和７年度中にこども誰でも通園制度のシステムの改修の中での構築を視野に入れて検討）。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」における議論等を踏まえつつ、検討。

【実施主体】国（委託により実施）

② 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

○保育環境改善等事業【拡充・見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】 1. 基本改善事業（改修等） ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業
③ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に必要な改修費等について補助

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業 ④安全対策事業 ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
⑥緊急一時預かり推進事業 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業
⑧感染症対策事業 ⑨保育環境向上等事業

【補助基準額】 1. 基本改善事業 1施設当たり 7,200千円
ノンコンタクトタイムスペース改修費の場合 1施設当たり 100千円
2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨） 1施設当たり 1,029千円
（⑥、⑦） 1施設当たり 32,448千円

【補助割合】 2. ⑥⑦の事業 国：1／2、市区町村：1／2
それ以外の事業 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3 又は 国：1／3、指定都市・中核市：2／3

保育環境改善等事業（安全対策事業）

【事業内容】

ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業 イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
ウ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業【拡充】

【補助基準額】 ア 1施設当たり 500千円以内 イ、ウ 1施設当たり 200千円以内

【補助割合】 ア、イ、ウ 国：2／3、都道府県・市区町村：1／12、事業者：1／4

【補助制限】

2. ③、④、⑧、⑨の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助をうけることができる
1. ①、②、③及び2. ①、②、⑤～⑦の事業：補助制限なし

※緊急一時預かり推進事業の実施要件について、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。

3 多様な保育の充実

(令和7年度概算要求額)

59億円

(前年度予算額)

(48億円)

(1) 医療的ケア児保育支援事業【拡充・見直し】(保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者(医療的ケア児保育支援者)を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

○基本分単価

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。(1自治体あたり 5,010千円)

○加算分単価

- ② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円 喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円 ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
⑦ 医療的ケア児の備品補助 1施設当たり 10万円 (医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
⑧ 災害対策備品整備 1施設当たり 10万円 (災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)
⑨ 園外活動移動支援加算 1施設当たり 4万円【拡充】

※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

*医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

(2) 広域的保育所等利用事業【拡充・見直し】(保育対策総合支援事業費補助金)

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所(公園、広場、神社境内等)の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるよう体制整備を行う。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ・保育士雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算) ・運転手雇上費 5,000千円(加配数に応じて3,000千円を加算)
・事業費(損害賠償保険含む) 10,202千円(自宅送迎の場合 1,119千円)
・バス購入費 15,000千円 ・バス借上費 7,500千円 ・改修費 7,270千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

※保育所等の児童の送迎に支障のない範囲で、こども誰でも通園制度の実施施設への児童の送迎を差し支えないこととする。【拡充】

なお、実施要件について、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。【見直し】

（３）家庭支援推進保育事業（保育対策総合支援事業費補助金）

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

- 【事業内容】 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭におけるこどもを多数（「40%以上」）受け入れている保育所等に対して保育士の加配を行う。
- ※ 特に配慮が必要な家庭のこどもを「30%以上」受け入れている場合であって、かつ「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等についても保育士の加配を行う。
- また、特に配慮が必要な家庭のこどもが全体の「40%以上」となった上で、外国人家庭のこどもが「20%以上」の場合に、保育士をさらに1名加配できる。
- 【実施主体】 市区町村
- 【補助基準額】 1 か所当たり 3,859千円
（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い（20%以上）場合）
1 か所当たり 7,718千円（保育士を配置する場合）
1 か所当たり 5,351千円（文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合）
※文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能
- 【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

（４）新たな待機児童対策提案型事業（保育対策総合支援事業費補助金）

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、こども家庭庁が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

- 【実施主体】 都道府県、市区町村
- 【補助基準額】 1 自治体当たり 上限10,000千円
- 【補助割合】 国：10／10

（５）保育利用支援事業（入園予約制）【見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消する。

- 【事業内容】 （１）「代替保育利用支援」
育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。
- （２）「予約制導入に係る体制整備」
入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもの入園までの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援
- 【実施主体】 市区町村
- 【補助基準額】 ①子ども1人当たり 月額 20千円
②施設1か所当たり 年額2,406千円
- 【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2
- ※実施要件について、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。

(6) 3歳児受入れ等連携支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、満3歳以上のこどもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用するこどもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

【事業内容】	① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。 ② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。
【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	① 1か所当たり年額 4,549千円 ② 1自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）
【補助割合】	国：1／2、市区町村：1／2

(7) 保育所等における要支援児童等対応推進事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	1か所当たり 4,567千円
【補助割合】	国：1／2、都道府県：1／4、市区町村1／4 ※都道府県が実施する場合は 国：1／2、都道府県：1／2

(8) 待機児童対策協議会推進事業（保育対策総合支援事業費補助金）

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・ 保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・ 都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・ 幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】	都道府県
【補助基準額】	1都道府県当たり 2,857千円
【補助割合】	国：1／2、都道府県：1／2

（９）保育所等における２歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所の２歳児（年度途中で満３歳を迎える児童）について、年度の途中で利用児童数が減少してしまうようなケースが生じた場合を対象に、地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施するための経費を補助する。

- 【事業内容】 ○前年度における２歳児の各月初日の利用児童数を比較して減少幅が一定程度（※）の保育所等を対象。
※ 「３人以上」かつその影響が「３月以上」（年度当初あるいは最多月に比して３人以上減っている月が３月以上）
○対象保育所は地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施。
- 【実施主体】 市区町村
- 【補助基準額】 １,０００千円
- 【補助率】 国１／２、市町村１／２

4 認可外保育施設の質の確保・向上

(令和7年度概算要求額)
7億円

(前年度予算額)
(8億円)

(1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修開催 1回当たり 356千円 ②巡回支援指導事業 指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が認可保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 ①～③：都道府県、市区町村 ④：市区町村

【補助基準額】 ①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 613千円

②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 547千円

③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 821千円

④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,405千円、仮設設置費 4,449千円

【補助割合】 ①～③：国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

④：国：1/2、市区町村：1/2

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もってこどもの福祉の向上を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 職員の健康診断 1市区町村当たり 354千円

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

(4) 認可外保育施設改修費等支援事業【拡充】（保育対策総合支援事業費補助金）

認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、指導監督基準又は保育所等の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

- 【事業内容】 認可外保育施設に対して、指導監督基準又は認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。
対象事業者は、以下の要件を満たすものとする。
- ① 指導監督基準を満たすための改修等（令和6年度末までの時限措置を事業化）
都道府県と市区町村との連名により、以下（１）～（２）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合理化支援計画」を作成した施設であること。
- （１）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （２）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- ② 保育所等の設備に関する基準を満たすための改修等
- （１）職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置１／３以上）。
- （２）設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
- （３）「認可化移行計画」を策定し、①指導監督基準適合理化を図ること、②当該事業による補助を受けた後、認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から５年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指すこと。
- 【実施主体】 都道府県、市区町村
- 【補助基準額】 ①指導監督基準を満たすための改修等 改修費等：１か所当たり18,888千円 移転費：１か所当たり1,417千円
②保育所等の基準を満たすための改修等 改修費等：１か所当たり37,777千円 移転費：１か所当たり5,903千円
- 【補助割合】 国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４

(5) ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業（こども政策推進事業費補助金）

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

- 【実施主体】 民間事業者（公募により決定）
- 【補助割合】 定額
- ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
- ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）
- ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

《教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実》

(1) 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

令和7年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

◇新しい経済政策パッケージの実施

「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。

◇保育所等における1歳児の職員配置の改善

「こども未来戦略」に基づく保育所等における1歳児の職員配置改善については、予算編成過程で検討する。 等

併せて「こども未来戦略」に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。

【実施主体】 市区町村

【負担割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

①利用者支援事業【見直し】

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	基本事業 3,232千円 加算事業 夜間開所 1,500千円、休日開所 807千円、出張相談支援 1,105千円、機能強化取組 1,999千円、 多言語対応 805千円、特別支援対応 800千円
【補助割合】	国：2／3、都道府県：1／6、市区町村：1／6
※実施要件について、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。	

②病児保育事業

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気のこどもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	(病児対応型1か所当たり年額) 基本分単価 8,443千円 加算分単価 1,000千円 ～ 38,000千円(※) ※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。 ※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議 送迎対応看護師雇上費 5,400千円 送迎経費 3,634千円 当日キャンセル対応加算 247千円～1,005千円
【補助割合】	国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

③延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ①保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長 20,200円、2時間延長 40,400円、3時間延長 60,600円

②保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長 600,000円、1時間延長 1,760,000円、2～3時間延長 2,761,000円

4～5時間延長 5,673,000円、6時間以上延長 6,704,000円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

④一時預かり事業【拡充・見直し】

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村

※緊急一時預かり、幼稚園型Ⅱの実施要件について、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。

【補助基準額】 一般型基本分 1か所当たり年額 2,751千円 ～ 48,279千円

※基本単価のベースアップを行うとともに、年間延べ利用児童数300人未満の基準額について、細分化を行う

※幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

《企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育等の支援》

（１）企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【実施主体】 公募団体
【補助割合】 定額（１０／１０相当）

（２）企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。
適切な執行管理のための発行枚数の管理、制度の趣旨を徹底するための周知等を実施する。

【実施主体】 公募団体
【補助割合】 定額（１０／１０相当）

（３）中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金（定額）を支給する。令和３年１０月１日から、令和９年３月３１日までの措置として実施。

【実施主体】 公募団体
【補助割合】 定額（１０／１０相当）